

預金口座取引停止要請を行う「捜査機関等」について

吉村 信明

- I はじめに
- II 振り込め詐欺救済法について
- III 裁判例
- IV 検討
- V むすびにかえて

I はじめに

振込利用犯罪による被害者の被害回復を目的として2008年に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（以下では振り込め詐欺救済法という）が制定された。振込利用犯罪に利用される金融機関の預金口座（犯罪利用預金口座）について、「捜査機関等」から口座の不正利用に関する情報提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座の取引停止措置を適切に講ずることになっている（3条1項）。

振り込め詐欺救済法に基づき取引停止となった預金口座名義人から預金払戻請求訴訟あるいは債務不履行や不法行為に基づく損害賠償請求訴訟が提起されることがあり、本稿脱稿時点（2013年9月30日）で公開された下級審裁判例が6件ある。

これらの訴訟において振り込め詐欺救済法3条1項の「捜査機関等」が争点となっているものがある。振り込め詐欺救済法には「捜査機関等」についての定義規定はない。立法者は本法運用の詳細については業界団体が作成するガイドラインで定めることとしていた⁽¹⁾。そこで、全国銀行協会が金融庁、警察庁、預金保険機構等の関係官庁、団体と調整を行って「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に係る事務取扱手続」（以下では全銀協ガイドラインという）を作成した⁽²⁾。この全銀協ガイドラインにおいて「捜査機関等」とは、警察、弁護士会、金融庁および消費生活センターなど公的機関ならびに弁護士および認定司法書士を指すとされ、金融機関は電話または書面で通報された場合に預金口座取引停止措置をとる。この場合弁護士および認定司法書士については日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会が制定した統一書式によることとしている⁽³⁾。

裁判例においても弁護士から統一書式により預金口座取引停止措置を要請された金融機関が、当該弁護士が実在していることを確認したのみで即座に実行したことから、当該預金口座の名義

人が弁護士の「捜査機関等」の該当性を争うなどの事例が生じており、また学説においても弁護士が「捜査機関等」に含まれるか否かについて見解がわかれている。

そこで本稿では振り込め詐欺救済法3条1項の「捜査機関等」について考察することを目的とする。

II 振り込め詐欺救済法について

1. 制定経緯

振り込め詐欺、架空請求等預金口座への振込みを利用した振込利用犯罪が多発し、その被害を未然に防止するための法規制も強化されてきた。たとえば、不正使用を目的とする預金口座開設を防止するために「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」を改正し（2004年12月、なお、2007年「犯罪による収益の移転防止に関する法律」制定により廃止）、預金口座開設時の本人確認を強化し、預金通帳等の不正売買に対する罰則を規定した。また金融機関窓口（ATM利用は除く）から10万円を超える現金振込みを行う場合に新たに本人確認を行うこととした「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令」の改正（2007年1月）がなされた。さらに金融機関は自主的な被害予防策として、1日あたりのATM利用限度額の引き下げや、チラシ配布や監視員の配置等金融機関窓口やATMでの振り込み時における注意喚起を日常的に実施することとなった⁽⁴⁾。

しかし、振込利用犯罪の予防策を強化してもとくに高齢者が振込利用犯罪の被害者となり、犯罪利用預金口座に資金が振り込まれる事例が増加した。これらの振込金は即座に引き出されて残高がなくなる場合も多いが、たとえ被害者からの情報提供を受けた警察等の要請により金融機関が当該預金口座の取引を停止し巨額の残高が残っていたとしても、被害者に返金されないままになっている資金も多い。その理由として、最高裁第二小法廷平成8年4月26日判決（後述）が、誤まって振り込まれた預金債権について原因関係のいかんを問わず預金口座名義人に属すると判示したことから、金融機関が振込利用犯罪の被害者に返金した後に預金口座名義人から払い戻し請求があった場合に二重払いの危険があるため返金を躊躇するということや、預金口座名義人の存在及び所在が不明で被害者が訴訟を提起しようとしても困難であること等が挙げられる。

そこで、振込利用犯罪の被害者救済を目的とする法律を制定するため、2006年9月当時の与党が「振り込め詐欺撲滅ワーキングチーム」を設置し2007年6月与党案を、また当時野党の民主党も2007年11月に法案を作成し衆議院に提出した。国会において両案について議論がなされ、最終的に与党案をベースとして一定の修正を加えた法律案が作成され、振り込め詐欺救済法は2007年12月11日衆議院本会議で可決、同年12月14日参議院本会議で可決・成立した。2008年6月21日に施行された⁽⁵⁾。

2. 最高裁判所第二小法廷平成8年4月26日判決民集50巻5号1267頁、裁判所時報1170号1頁、金融商事判例995号3頁、金融・商事法務1455号6頁、判例時報1567号89頁、判例タイムズ910号80頁について

本判決は、振込人が振込先を誤って振り込んだ振込金について、その帰属先が振込人か受取人かについて判断したものである。

【事実】

X株式会社は、A（株式会社東辰）から賃貸した建物の賃料をB銀行C支店のAの当座預金口座に振り込んで支払っていた。また、XはD（株式会社透信）とも取引があり、取引代金をE銀行F支店のDの普通預金口座に振り込んで支払っていたが、本件発生当時は取引はなく債務も存在しなかった。

XはAに対して賃料等558万3030円を支払うために、B銀行C支店に振り込み依頼を行った。しかし、振込先を誤ってD（株式会社透信）のE銀行支F店の普通預金口座に振り込み、入金記帳された。

この誤振込の原因は、Xが銀行振込情報をコンピュータで処理し、受取人名を片仮名で表示していたところ、AとDどちらも「(カ) トウシン」と表示されていたことであった。

Dの債権者Yは公正証書に基づきEのDに対する普通預金債権を差し押さえた。差押え時のDの普通預金口座残高572万2898円のうち558万3030円は本件振込によるものであった。

Xは558万3030円についてYの差押えに対する第三者異議の訴えを提起した。

第1審（東京地方裁判所平成2年10月25日判決判例時報1388号80頁）、原審（東京高等裁判所平成3年11月28日判例時報1414号51頁）ともに、Xの請求を認めた。

【原審判旨】 請求認容

「振込金による預金債権が有効に成立するために、受取人と振込依頼人との間において当該振込金を受け取る正当な原因関係が存在することを必要とするか否かも、右預金取引契約の定めるところによるべきであるが、振込が原因関係を決済するための支払手段であることに鑑みると、特段の定めがない限り、基本的にはこれを必要とすると解するのが相当である」と述べた上で、「Xの振込金がDの預金口座に入金記帳され、その金銭価値がDに帰属しているように取り扱われていても、実質的には、右金銭価値は、なおXに帰属しているものというべきである。

しかるに、Xに帰属している右金銭価値が、外観上存在する本件預金債権に対する差押えにより、あたかもDの責任財産を構成するものとして取り扱われる結果となっているのであるから、Xは、右金銭価値の実質的帰属者たる地位に基づき、これを保全するため、本件預金債権そのものが実体上自己に帰属している場合と同様に、右預金債権に対する差押えの排除を求めることができる」と解すべきである。」

【最高裁判旨】 破棄自判・請求棄却

「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは、振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人が銀行に対して右金額相当の普通預金債権を取得すると解するのが相当である。けだし、前記普通預金規定には、振込みがあった場合にはこれを預金口座に受け入れるという趣旨の定めがあるだけで、受取人と銀行との間の普通預金契約の成否を振込依頼人と受取人との間の振込みの原因となる法律関係の有無に懸からせていることをうかがわせる定めは置かれていないし、振込みは、銀行間及び銀行店舗間の送金手続を通して安全、安価、

迅速に資金を移動する手段であって、多数かつ多額の資金移動を円滑に処理するために、その仲介に当たる銀行が各資金移動の原因となる法律関係の存否、内容等を関知することなくこれを遂行する仕組みが採られているからである。」

「振込依頼人と受取人との間に振込みの原因となる法律関係が存在しないにもかかわらず、振込みによって受取人が振込金額相当の預金債権を取得したときは、振込依頼人は、受取人に対し、右同額の不当利得返還請求権を有することがあるにとどまり、右預金債権の譲渡を妨げる権利を取得するわけではないから、受取人の債権者がした右預金債権に対する強制執行の不許を求めることはできないというべきである。」

この最高裁判例に対して、金融機関の関係者からは預金取引の負担軽減の面から肯定意見が多いが⁽⁶⁾、研究者からはこの判例があるため誤振込人や振込利用犯罪被害者の救済が滞っているのであるから、速やかに判例を変更して振込みの原因関係によって預金の帰属を判断するべきであるという主張がなされている⁽⁷⁾。

この最高裁判例を前提とすると、振込利用犯罪による振込金についても当該預金口座の名義人が預金債権者と考えられる。そうすると金融機関が当該預金口座の取引を停止して残高から振込利用犯罪被害者へ返金しようと意図しても、預金口座名義人から預金債権者として払戻請求がなされた場合金融機関には二重払いの危険や、債務不履行による損害賠償責任を追求される可能性も生じるため、金融機関は被害者に返金することが困難となっている。

そこで、振込利用犯罪被害者が振込金を取り戻すために、たとえば預金口座名義人の預金払戻請求権について債権者代位権を行使し、下級審ではその請求を認めることで返金した事例もある（東京地方裁判所平成17年3月30日判決金融・商事判例1215号6頁、東京地方裁判所平成17年3月29日判決金融法務事情1760号40頁）。

また、最高裁判所第二小法廷平成15年3月12日決定刑集57巻3号322頁が、誤振込により成立した預金債権であることを知りながら、受取人が預金の払戻を受けたことが詐欺罪に該当するという判断を示したため、最高裁平成8年判決と整合性がないという批判がなされている⁽⁸⁾。

振り込め詐欺救済法もこの最高裁平成8年4月26日判決に基づき、当該預金口座に振り込まれた資金は受取人に帰属するという前提として、振込利用犯罪被害者を救済するため被害回復分配金という形で返還することを意図するものである。

3. 振り込め詐欺救済法の概要

①対象となる振込利用犯罪行為は、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であり、財産を得る方法としてその被害者からの預金口座等への振込みが利用されたものをいう（2条3項）。条文に規定はないが振り込め詐欺、架空請求、ネットオークション詐欺、出資金詐欺、還付金詐欺、横領、ヤミ金融、パチンコや競馬必勝法等が該当するとされ、麻薬、覚醒剤等の代金振込みのような事例には適用がないとされる⁽⁹⁾。

②金融機関は捜査機関等から預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた等の事情を勘案して、犯罪利用預金口座である疑いがあると認めたときは、当該預金口座について取引停止等の措置を適切に講ずる（3条1項）。

③金融機関は、犯罪利用預金口座であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、速やかに、預金保険機構に対して、取引停止措置を講じた預金口座について預金債権の消滅手続を開始する旨の公告を求めなければならない（4条1項）。ただし、当該預金口座について預金の払戻を求める訴えが提起された場合、あるいは強制執行、仮差押え、仮処分の手続が行われた場合は、金融機関は公告を求める必要はない（4条2項）。

④預金保険機構は、金融機関から公告の求めがあったときは、遅滞なく、預金債権の消滅手続が開始された旨（5条1項1号）、並びに預金債権の帰属を主張する者は一定期間内に金融機関に対して権利行使の届出、払戻の訴えの提起、強制執行等をしなければ預金債権が消滅する（5条1項5号、8号）等が記載された公告を行う。

⑤公告に定められた一定の期間内に金融機関に対し当該預金債権について権利行使の届出、払戻の訴え提起、強制執行等が行われた場合、金融機関はその旨を預金保険機構に通知しなければならない（6条1項）。一定期間内に犯罪利用預金口座でないことが明らかになった場合も、金融機関はその旨を預金保険機構に通知しなければならない（6条2項）。1項若しくは2項の通知を受けた場合、預金保険機構は預金債権消滅手続が終了した旨を公告しなければならない（6条3項）。

⑥一定期間内に権利行使の届出、払戻の訴え提起、強制執行等がなされず、かつ法6条2項の通知がないときは、預金債権は消滅する。預金保険機構は、その旨を公告しなければならない（7条）。

⑦第7条により預金債権が消滅したことを受けて、金融機関は、消滅した預金債権の額に相当する金銭を原資として、当該預金口座に係る振込利用犯罪行為の被害者に対して、被害回復分配金を支払わなくてはならない（8条1項）。

III 裁判例

本稿脱稿時点（2013年9月30日）で振り込め詐欺救済法に関する公刊された裁判例は6件である。

①東京地方裁判所平成22年7月23日判決金融法務事情1907号121頁⁽¹⁰⁾

【事実】

Xはインターネットウェブサイト等で競馬情報（適中予想）の販売を行うと称する会社であり、Yは銀行である。

Xは、Y銀行A支店に普通預金口座（本件口座）を開設し預金取引をしていた。なお、Yの普通預金規定には、預金が法令や公序良俗に違反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合には、Yは預金取引を停止しまたは預金者に通知することにより預金口座を解約することができる旨規定されている。

平成22年2月15日、山形県B警察署長から、本件口座が懸賞金詐欺に関する犯罪利用預金口座等の疑いがあるとして口座凍結依頼を受けたYは、本件口座について取引停止措置をとった。Yは同年3月3日同警察署から凍結依頼を解除する予定はないとの確認を取った上で、同年3月4日本件口座を強制解約し、その時点の残高2050万7431円を別段預金口座に移管した。

本件は、XがYに対し次のように主張して本件預金の払戻しを請求した事案である。

法規定について、本件で預金取引停止措置の根拠となっている振り込み詐欺救済法の規定において、4条2項で当該預金口座について払戻しを求める訴えが提起された場合、取引停止措置は適用されない。

また、振り込み詐欺救済法5条、6条により対象預金口座等に係る名義人等による当該対象預金等債権についての金融機関への届出又は払戻の訴え等がなされた場合は預金等に係る債権の消滅手続が終了すると規定し、金融機関が払戻を拒絶できるかについては規定がない等。

さらにXの事業は実質として「懸賞金詐欺」ではないが、これを立証することは不可能である等。

Yは、振り込み詐欺救済法3条1項に基づく法律上の義務として、Xからの払戻請求を拒絶したのであるから、法律上正当な理由があると反論した。

【判旨】 請求棄却・確定

「1 証拠(略)によれば、Yは、平成22年2月15日、山形県B警察署長から、本件口座につき、「懸賞金詐欺」に係る犯罪利用預金口座等の疑いがあるとして口座凍結の依頼を受けたため、本件取引停止措置をとったことが認められる。

そして、法3条1項は、「金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。」と規定しているところ、Yにおいて、警察署長から上記のような依頼を受けたことは、本件口座について「犯罪利用預金口座等である疑いがある」と認めべき事情であるから、Yがとった本件取引停止措置は、上記規定に基づく正当なものといえることができる。

また、Yが警察署長から上記依頼を受けたことは、普通預金規定における「預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合」に該当するものと解されるから、本件取引停止措置は、普通預金規定に基づくものとしても正当といえることができる(なお、Xは、本件口座が既に強制解約されていることから、普通預金規定の適用を受けるか疑問であると主張するが、普通預金規定が預金取引の停止を認めた趣旨に照らし、同規定が契約終了により直ちに効力を失うものと解することはできない。)

2 (1) これに対し、Xは、法4条の規定から、法3条1項に基づくYの法的義務は本件訴訟の提起により消滅していると主張するが、法4条は、預金等に係る債権の消滅手続における公告の求めについて規定したものにすぎず、金融機関のとった取引停止措置について何ら規定するものではないから、上記主張は失当である。

また、Xは、法5条及び6条についても主張するが、これらの規定も、上記と同様、金融機関による取引停止措置について何ら規定するものではないから、この点の主張も採用することができない。」

「さらに、Xは、Xが「懸賞金詐欺」を行っていないことを主張するが、預金口座等に係る取引の停止等の措置をとるべきであるか(あるいは、とることができるか)は、前記のとおり、当該預金口座等が「犯罪利用預金口座等である疑いがある」か否か(法3条1項)、あるいは、「法

令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる」か否か（普通預金規定）によって決せられるのであり、Xが現実に「懸賞金詐欺」を行っているか否かによって左右されるものではない。」

① 京地方裁判所平成 22 年 12 月 3 日判決金融法務事情 1921 号 112 頁⁽¹¹⁾

【事実】

X は、海外商品先物取引の受託等を業とする会社であり、Y は銀行である。

X は、Y 銀行に普通預金口座（本件口座）を開設し、預金取引を継続していた。

Y 銀行の普通預金規定には、預金が法令や公序良俗に違反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合には、預金取引を停止し、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができる旨の条項が存在している。

A 1 及び A 2 の代理人である B 弁護士から、本件預金が海外先物取引詐欺に係る犯罪利用預金口座等の疑いがあるとして、口座情報の提供および取引の停止または口座の解約の依頼を受けた Y は、本件口座について取引停止措置（以下「本件措置」という）をとった。その時点（平成 22 年 3 月 4 日）での本件口座の残高は 399 万 0281 円であった。

本件口座に関しては、B 弁護士による口座取引停止依頼等の前に、次のような問題があった。

訴外 C は X が C に対して海外商品先物取引の仕組みやリスクについて十分な説明を行わず、断定的判断を提供して金の海外商品先物取引に勧誘した結果、C に対して約 1558 万円の損害を与えたという不法行為に基づく損害賠償請求権を請求債権として、X の本件口座に係る預金債権の仮差押えを東京地方裁判所に申し立てた。同裁判所は平成 21 年 8 月 27 日、上記申立てを認容する仮差押決定を行い、そのころ同決定正本が Y に送付された。

その後 C は X に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、X は応訴しなかったため東京地方裁判所は平成 21 年 11 月 10 日、X に対して 1885 万円余りの支払を命じる判決を言い渡し確定した。

C はこの確定判決に基づき、仮差押えに係る預金債権のうち 261 万 4295 円の差押えを申し立て、東京地方裁判所は平成 21 年 12 月 8 日申立てを認容する債権差押命令を発令した。

本件は、X が、Y に対し、本件預金 399 万 0281 円の返還およびこれに対する訴状送達の日翌日からの遅延損害金を請求された事案である。X は、本件措置が適法にされたことを前提としつつ、本件口座が犯罪利用預金口座でないから払戻しが認められるべきであるなどと主張した。これに対し、Y は振り込め詐欺救済法 3 条 1 項の規定を根拠に、X の請求を争い、払戻しの拒絶には正当な理由があり、本件取引停止措置が解除されていない以上払戻しを求めることはできないと主張した。

【判旨】請求棄却・確定

X は Y による預金口座取引停止措置が適法になされたことについては争わなかった。

「X は、本件措置が適法になされたことを前提としつつ、本件訴訟において本件口座が客観的に犯罪利用預金口座等でないことを立証すれば、本件預金の払戻しが認められるべきである旨を主張する。

しかし、X の上記主張自体は是認し得るものであるとしても、犯罪利用預金口座等とは、法 2 条 3 項に規定する「振込利用犯罪行為」において振込先となった預金口座等又は専らその資金を移転する目的で利用された預金口座等を指し（同条 4 項）、上記振込利用犯罪行為とは、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたものを指し、当該行為が業としてなされたことを要しない以上、本件口座が犯罪利用預金口座等でないことを立証するには、本件口座が X の（振込利用犯罪行為に当たらない）業務に用いられていることの立証では足りず、本件口座が犯罪利用預金口座等に当たるとする者との間で、判決等によって本件口座が犯罪利用預金口座等に当たらないことが明らかにされ、あるいはこれらの者が長期間にわたり X に対し損害賠償等を求めず、事実上その権利行使が放棄されているといった事実が立証される必要があるというべきであり、本件においては、少なくとも前提事実（6）の A1 及び A2 の関係でかかる立証はなされていない。

したがって、本件口座が犯罪利用預金口座等に当たらないことの立証はなされていない以上、X は本件預金の払戻しを求めることはできないというべきである。」

③東京地方裁判所平成 23 年 6 月 1 日判例タイムズ 1375 号 158 頁

④東京高等裁判所平成 23 年 11 月 24 日消費者法ニュース 92 号 164 頁（③の控訴審判決）

【事実】

X は熱溶融固化システムプラント製造、販売及び輸出入並びにプラスチックの再生加工、プラスチック製品の販売及び輸出入などを目的とする会社であり、Y は銀行である。

X は Y 銀行に「X 株式会社 支店」名義の本件貯金口座を開設し、預金取引を行っていた。

A 弁護士は B の代理人として平成 22 年 4 月 23 日、Y 銀行に対して日弁連の統一書式を使用して振り込み詐欺救済法 3 条 1 項に基づく本件口座取引停止措置を要請した。その理由は次のようなものである。B は上場予定の未公開株式を購入しないかという勧誘を受けたが、上場の連絡はなく B から連絡をしても今後の予定についての返答が無かった。相談を受けた A 弁護士は、未公開株を不特定多数人に対して電話勧誘すること自体が通常あり得ない行為であって詐欺であると判断したということである。

Y 銀行は A 弁護士の要請を受けて A 弁護士が実在していることを確認した上で、平成 22 年 4 月 27 日振り込み詐欺救済法 3 条 1 項に基づき X の口座について取引停止措置を講じ、預金保険機構に対しても同口座が犯罪利用預金口座であると報告し同機構はこれを公告した。

X は、弁護士は振り込み詐欺救済法 3 条 1 項に規定する「捜査機関等」に該当せず、金融機関は弁護士から犯罪情報が提供された場合、捜査機関に問い合わせるなどして捜査機関からの犯罪情報その他の事情を加味した上で「その他の事情を勘案して」当該犯罪情報が相当の理由があるものかどうかを判断する義務を負い、こうした調査を経ない限り「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」に該当しない。Y 銀行が A 弁護士からの情報提供のみに基づき、その他の事情を勘案しないまま本件口座取引停止措置を講じたことは、このような義務違反による不法行為であると主張して本訴を提起した。

【第 1 審判旨】 請求棄却・控訴

「(2)本件法律3条1項は、「金融機関は、当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする。」と規定している。本件法律は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とするもので(1条)、このような目的を達成するため、振り込め詐欺等の被害者を可及的速やかに救済し、また、被害の拡大を防止すべく、その3条1項で、犯罪利用預金口座等であることが真実であることを要件とせず、その疑いがあると認められれば取引停止等の措置を講ずることにしたものと解される。

本件法律3条1項の以上のような文言及び趣旨に照らせば、同項の「捜査機関等」中の「等」とは、捜査機関以外で、振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復に当たる者を指し、具体的には弁護士会、金融庁及び消費生活センターなどの公的機関や、振り込め詐欺等の被害者代理人となる資格を有する弁護士及び認定司法書士が含まれると解される。

また、同項の文言及び趣旨に照らせば、金融機関は、「当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供がある」場合には、当該金融機関において、提供された当該情報自体から明らかに犯罪利用預金口座等でないと認められるとか、本件口座が犯罪利用預金口座等でないことを知っていたなどの特段の事情のない限り、提供された情報に相当の理由があるかどうかを別途調査することなく犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めて、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を講ずることができるものと解される。

以上のとおりであるから、金融機関は、弁護士名で日弁連の統一書式を用いた当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供がある場合には、当該弁護士が実在することを確認すれば、特段の事情のない限り、犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めて、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずることができ、金融機関において捜査機関等に問い合わせるなどして、提供された情報に相当の理由があるかどうかを別途調査することを要しないと解される。

(3)本件において、A弁護士は、本件法律3条1項に基づき、平成22年4月23日付けで統一書式を用いて作成した本件要請書とその関係書類をY銀行に送付して、振り込め詐欺等不正請求口座情報提供及び本件口座の取引停止を要請した(本件要請)ことは前記1認定のとおりである。そうすると、Y銀行がA弁護士から本件法3条1項にいう「当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があること」に当たる。

Y銀行(大阪貯金事務センター)は、A弁護士からの本件要請を受け、A弁護士が実在の弁護士であることを確認し、本件口座が本件法律3条1項にいう「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」に該当するとして、同項に基づき本件取引停止措置を講じたことは前記1認定のとおりである。本件においてY銀行が本件口座につき上記の疑いがないことを知っていたこと等の上記特段の事情を基礎づける事実の主張及び立証はない。

以上のとおり、Y銀行が講じた本件取引停止措置は本件法律3条1項の要件に適合するもので適法であるから、本件口座の顧客であるXとの関係でも合理的な理由なしに取引停止措置を講じない義務に違反するものではない。」

【控訴審判旨】控訴棄却・上告及び上告受理申立の有無は不明

「Xは、「捜査機関等」は、捜査機関、又は捜査機関に準じる捜査能力、捜査権限を有しているものを指すと解すべきであり、また、仮に、弁護士が捜査機関等に含まれるとしても、捜査機関による相当程度の捜査を経なければ取引停止措置を執ることはできないと解すべきであると主張するが、そのように限定的に解釈すべき合理的理由は見いだせない。」

⑤東京地方裁判所平成 24 年 9 月 13 日判決判例タイムズ 1384 号 212 頁、判例時報 2167 号 46 頁、金融法務事情 1971 号 116 頁⁽¹²⁾

【事実】

Xは、不動産の調査、保有、賃貸、管理、仲介及び売買等を目的とする合同会社であり、株式会社B銀行六本木支店にX名義の預金口座（本件口座）を有していた。ただし、Xは本件訴え提起後の平成 23 年 12 月 31 日解散した。

Yは弁護士である。

Aは大正 9 年生まれの年金生活をしている無職の女性であり、夫は既に死亡し不動産取引及び会社経営の経験はない。老眼で小さな文字は読むことができず、耳も聞こえにくい状況にある。Yに対して詐欺被害に遭ったとして詐欺事件の処理を依頼した。

YはAの子どもであるCからAが詐欺被害に遭ったとの電話相談を受けたため、A、Cその他のAの親族と面談し事情聴取を行って、次のような情報を得た。

Aは平成 18 年から 19 年頃、上場すれば確実に値上がりするなど勧誘されて、株式会社Dの未公開株式の購入代金を騙し取られ、その後も次々と同様の被害に遭い多額の損害を被った。そこで損失を回復するために複数の者から紹介された会社の社債を購入、またその会社の担当者の紹介による別の会社の社債購入のために登録貸金業者から融資を受けるなどの取引を行い、一連の手続の中で司法書士同席のもと複数の書類に署名・押印を繰り返し、また銀行の ATM の操作を指示されるままに行った。

Yが事情を聴取し本件取引に関係する契約書等の資料を確認したところ、ATM 操作によりAの口座から複数の口座への振込みが行われ、本件口座に対して平成 23 年 4 月 28 日に 56 万 1750 円、同年 5 月 26 日に 56 万 3300 円、合計 112 万 5050 円の本件振込金が振り込まれていた。

Yは同年 7 月 25 日本件口座がAを被害者とする詐欺に利用されていると考えて、B銀行に対しその旨の情報を提供し本件口座に係る取引の停止等の措置を求めたところ、B銀行は同日頃「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（以下では、振り込め詐欺救済法と称する。）3 条 1 項に基づき、本件口座に係る取引を停止した（本件停止措置）。

XはB銀行に対して本件口座の取引停止措置を解除するように求めたが、B銀行からYから要請がないと解除できないとして拒絶された。XはYに対して本件振込はXとAとの間の業務委託契約に基づく業務委託料の振り込みであり、詐欺に基づくものでないと主張し本件停止措置の解除を求めた。しかし、Yが契約内容などの質問をしても曖昧な回答を行い、当該契約の契約書もすぐに送付することをしなかった。YはXのこのような対応により本件は詐欺に利用されているという疑いを強め本件停止措置解除を認めなかった。

XはAに対する契約内容の説明が不十分であったかもしれないので、振込金全額を返還し当該契約書も送付するとして、Yに対して改めて本件停止措置の解除を求めた。

Yは本件振込金全額を回収できるのであればXの提案に応じるべきと判断して、本件振込金全額の返還とX・A間の債権債務を精算する旨の確約書差し入れを条件として本件取引停止措置解除をB銀行に求めることとした。

Xは同年8月2日「本日、契約者 Aの錯誤無効の申し出により これを認めてA代理人口座（中略）に 不動産コンサルティングに関する業務委託契約にもとづく業務委託料を返金する事とし、互いに今後一切の債権債務の請求は行わないものとし民事上、刑事上の責任の追及や誹謗中傷、業務妨害を行わない事を確約する。」と記載した本件確約書をYに送付し、同月3日、本件振込金に相当する金額をY名義の銀行預金口座に振り込んだ。

これを受けて、Yは同日本件停止措置の解除をB銀行に求め、同日本件停止措置は解除された。その後XはYに対して不法行為による損害賠償を求めて本訴を提起した。

Xの主張

Yによる振り込め詐欺救済法3条1項に基づく本件口座取引停止措置について、弁護士から振り込め詐欺救済法3条1項に基づく情報提供を受けた銀行は、当該預金口座等が犯罪に利用された疑いがあるものと迅速に認定して同項に定める措置を講ずるとの取扱いをしているところ、預金口座等に係る取引の停止等の措置は、企業の倒産という経済的損失を発生させるおそれがあるから、情報の提供をする弁護士は法律に関する専門的な知識を前提として、十分な調査を行い証拠に基づいて当該預金口座等が犯罪に利用されているか否かを判断しなければならない。

ところが、Yは十分な調査を行わず全く証拠を有しないまま、XがAに対して詐欺を行い、その詐欺に本件口座を利用したと断定して同項の措置を求め、本件停止措置を講じさせた。

また、本件停止措置が講じられた後のYの行為について、XはYに対し本件振込金の振込みは、XとAとの間の業務委託契約に基づく業務委託料の支払いであって、詐欺によるものではないことを説明し同契約の契約書を送付したところ、Xは詐欺によるものではないことを認め、これに代えて錯誤による無効を主張するに至った。

にもかかわらず、Yは当該業務委託契約は錯誤により無効であるから、本件振込金の全額がXから返還され、また、当該業務委託契約の契約書と、今後XがAに対して一切の請求を行わない旨を確約する書面を送付しない限り、本件停止措置の解除を求めることはしないなどと告げてXを脅迫し、Xに本件振込金を全額返還させ当該業務委託契約の契約書の写しと本件確約書を送付させ、XのAに対する権利を放棄させた。

以上の行為は、振り込め詐欺救済法3条1項を利用した違法なものであるから不法行為が成立するとした。

この主張に対して、Yは次のように反論した。

本件口座停止措置を講じさせた行為について、YはAから詳細に事情を聴取し、その裏付けとなる資料を収集するなど、十分な調査を行った上で本件口座がAに対する詐欺に利用されていると考え、本件停止措置を求めたのであるから違法性はない。また、本件口座は、実際に犯罪に利用されたものであるから、Xには法的保護に値する利益はない。

本件停止措置が講じられた後のYの行為について、Yは本件振込金の振込みが詐欺によるものではないと認めたことはない。Xが任意に本件振込金を返還すると提案してきたので、Aの利益のためXが妥協できる支払名目として錯誤無効を使用しただけである。

【判旨】 請求棄却・確定

「(1) 法3条1項の措置を講ずるよう求め、本件停止措置を講じさせたYの行為の違法性について

YはCからの電話相談を受けた後、三度にわたって直接Aと面談し、事実経過を把握するとともに、Aが所持していた資料や面談後新たに入手した資料を精査し、その内容やAの認識していた事実との整合性を確認し、Aの供述の正確性を確かめており、その調査に不十分な点があったとはいえない。

そして、Aの供述する事実経過やYが収集した各種資料を総合すると、本件口座が犯罪に利用されていると考えるにつき合理的な理由があったというべきであるから、Yが法3条1項に基づく措置を求め、本件停止措置を講じさせた行為は、違法とはいえない。

Xは、Yが、Aへの融資に関与した登録貸金業者や司法書士に対し、Xによる詐欺の有無等について、問合せ等を行うべきであったと主張する。しかし、そのような調査を行えば、本件口座の名義人に察知され、預金を引き出されるなどの手段が講じられて、法3条1項の措置による被害回復が不可能となるおそれがあるから、Yが上記の調査を行うべきであったとはいえない。

また、Xは、Yが、Xの登記事項証明書を取得すべきであったのに、これをしなかったから、Yの調査は不十分であると主張するが、同証明書を取得しなかったとしても、そのことから、Yの調査が不十分であったとはいえない。

(2) 本件停止措置が講じられた後のYの行為の違法性について

ア 上記説示(1)のとおり、本件口座が犯罪に利用されたと疑うことに合理的な理由があったことができるから、本件停止措置は、法3条1項に基づき、適法に行われたものと認められる。そうすると、同措置の根拠である法3条1項の要件を欠くに至り、そのことをYが認識したなどの特段の事情がない限り、Yが本件停止措置を解除するよう求めなかったとしても、違法とはいえないというべきである。

イ この点、Xは、Yに対し、本件口座へのAによる振込みがXとAとの間の業務委託契約に基づく業務委託料の支払であって、詐欺によるものではないと説明したところ、Yはこれを認め、これに代えて、錯誤による無効を主張するに至ったから、Yは、本件口座が犯罪行為に利用されたものではないことを認識していたと主張し、これに沿う証拠として、Aからの錯誤無効の申出により本件振込金を返還する旨記載された本件確約書(甲7)を提出する。

しかし、証拠(Y本人)及び弁論の全趣旨によれば、Yは、Xが本件振込金を全額返還すると申し出ている状況で、支払名目にこだわって支払を受けられなくなることを回避するため、Xにとって受け入れやすい支払名目として錯誤無効と記載するよう提案したことが認められるから、本件確約書の記載によって、本件口座への振込みが詐欺によるものではないことをYが認めたとはいえない。したがって、Xの上記主張は採用することができない。

ウ Xは、Yが、本件口座が犯罪に利用されているものではないと認識したにもかかわらず、

すぐに本件停止措置の解除を求めず、解除を求める条件として、Xに本件確約書を送付させ、Aに対する権利を放棄させたから、Yのこのような対応は違法であると主張するが、上記説示のとおり、本件口座が犯罪に利用されているものではないとYが認識したとはいえないから、本件停止措置の解除のために上記のような条件を提示したとしても、違法であるとはいえない。」

⑥東京地方裁判所平成24年10月5日判決金融・商事判例1403号24頁⁽¹³⁾

【事実】

XはY銀行に普通預金口座（本件口座）を有していた。平成24年2月1日本件口座に5万円を振り込んだAから委任を受けたB弁護士は、同年4月3日Yに対して日弁連の統一書式を使用して本件口座が競馬攻略法詐欺に利用されている旨の情報を提供するとともに、振り込め詐欺救済法3条1項による本件口座の取引停止措置等を求めた。同日Yは本件情報の真偽についてB弁護士への問合せ、確認をすることなく同法3条1項に基づき本件口座の取引停止措置をとった。

XはYに対して、①B弁護士から情報が提供され預金口座取引停止措置等の要請があっただけで、直ちに本件口座を取引停止とした措置は、振り込め詐欺救済法3条1項に違反し無効である、②仮に取引停止措置が有効としても、XがY銀行に対して本件情報提供等に信用性がないことを説明した平成24年5月2日時点、あるいは遅くとも同年8月15日時点において本件口座が犯罪利用預金口座等である疑いは解消しているから、Y銀行は預金払戻請求に応じる義務があるなどと主張して、本件預金口座の預金全額及びこれに対する払戻請求の日の翌日からの遅延損害金の支払いを求めた。

Yは、全国銀行協会がとりまとめた事務取扱手続（本件ガイドライン）において、弁護士が日弁連作成の統一書式を使用して情報提供及び預金口座取引停止措置等を要請した場合には、当該預金口座が犯罪利用預金口座等である疑いがあると迅速に認定し、適切な措置を講ずるものとされており、本件口座が「犯罪利用預金口座等である疑いがある」と判断したことについて違法はないと主張した。

【判旨】請求棄却・確定

「(3)上記に認定の振り込め詐欺被害者救済法の立法過程並びにこれをふまえた本件ガイドライン及び日弁連の統一書式の作成・周知の経過に加え、弁護士が基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするものであり（弁護士法1条）、かつ高度の法的知識を有する専門家であることを併せ考慮すると、弁護士が、合理的な根拠や裏付け資料もないままに、日弁連の統一書式を使用して口座凍結等の要請を行うことはおよそ想定されていないというべきであり、弁護士の統一書式を使用した情報提供等は、極めて信用性の高い情報と評価されてしかるべきである。そして、前記のとおり、振り込め詐欺被害者救済法の立法過程において、被害者救済の実効性を確保する一方、口座名義人に対して債務不履行責任を負うリスクを金融機関に負わせないようにしなければならないとの基本的な考え方が示されていることからすると、弁護士から日弁連の統一書式を使用した情報提供等を受けた金融機関が、上記記載内容が真実であるかどうかについて、当該弁護士に問い合わせる調査等を行うことまでは期待されていないというべきである。

(4)以上からすると、弁護士から日弁連の統一書式により情報提供等がされた場合には、その

みで口座凍結等の措置を執るとする本件ガイドラインは、当該情報提供が明らかな客観的事実と齟齬しているなど、その内容が虚偽であることが一見して明らかであるような特段の事情のない限り、振り込め詐欺被害者救済法3条1項に従った適法なものというべきである。」

IV 検討

「捜査機関等」にどのようなものが該当するかについては、振り込め詐欺救済法には規定がない。全国銀行協会が金融庁・警察庁・預金保険機構等の関係官庁・団体と調整して作成した全銀協ガイドラインの中で、「捜査機関等」とは警察、弁護士会、金融庁および消費生活センターなど公的機関ならびに弁護士および認定司法書士を指すと規定されている。

また、日本弁護士連合会は犯罪に利用されていると疑われる預金口座がある金融機関に預金口座取引停止措置を求める際に使用する統一書式（振り込め詐欺等不正請求講口座情報提供及び要請書）を作成し、この統一書式により取引停止措置を要請した場合には、金融機関は「当該預金口座等が犯罪利用預金口座等である疑いがあるものと迅速に認定し、適切な措置を講じる」との記載があり、金融機関は当該弁護士の実在を確認すればそれ以上の事実関係や資料の確認をしないで預金口座取引停止措置を講じることになっている。日本司法書士会連合会においても同一内容の統一書式を作成し使用している⁽¹⁴⁾。

上記で紹介した6件の裁判例では、金融機関は、①事件は警察から、②、③、④、⑤、⑥事件は弁護士から預金口座取引停止措置の要請を受けた。

この中で③、④事件では原告が弁護士の「捜査機関等」該当性を争ったが、③の判旨では振り込め詐欺救済法の文言及び趣旨によると「「捜査機関等」中の「等」とは、捜査機関以外で、振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復に当たる者を指し、具体的には弁護士会、金融庁及び消費生活センターなどの公的機関や、振り込め詐欺等の被害者代理人となる資格を有する弁護士及び認定司法書士が含まれると解される。」として、全銀協ガイドラインが規定するものをそのまま認めている。③の控訴審である④の判旨においても、原告は「仮に、弁護士が捜査機関等に含まれるとしても、捜査機関による相当程度の捜査を経なければ取引停止措置を執ることはできないと解すべきであると主張するが、そのように限定的に解釈すべき合理的理由は見いだせない。」としている。

また、⑤事件は原告が弁護士に対して不法行為による損害賠償請求を行った事例である。「捜査機関等」該当性については主張していないが、法律の専門的知識を有する弁護士として十分な調査を行い証拠に基づいて犯罪利用預金口座か否かを判断することが必要であるにもかかわらずそれを怠って預金口座取引停止措置を要請したことに違法性があると主張した。判旨は認定した事実によれば被告弁護士の調査に不十分な点があったとはいえないとして責任を否定した。

さらに、⑥事件でも弁護士が「捜査機関等」であることを前提として、原告は被告金融機関が弁護士から日弁連の統一書式による情報提供と預金口座取引停止措置の要請があったのみで犯罪利用預金口座の疑いがあると判断し、預金口座の取引を停止した措置は無効であると主張した。裁判所は「・・・弁護士が基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするものであり（弁護士法1条）、かつ高度の法的知識を有する専門家であることを併せ考慮すると、弁護士が、合理的根拠や裏付け資料もないままに、日弁連の統一書式を使用して口座凍結等の要請を行うこ

とはおよそ想定されていないというべきであり、弁護士が統一書式を使用した情報提供等は、極めて信用性の高い情報と評価されてしかるべきである。」として弁護士が日弁連の統一書式を使用するという形式を満たすことにより高い信用性を認め、金融機関は当該弁護士に対して問い合わせる調査等をする必要はないと判示している。

以上のように下級審においては、弁護士が「捜査機関等」に該当すること及び弁護士が日弁連の統一書式を使用して預金口座取引停止措置を要請した場合には、金融機関は情報の内容確認やその他の調査を行うことなく預金口座取引停止措置をとっても違法ではないと判断している。

学説では上記裁判例の判旨に賛成する見解が多い⁽¹⁵⁾。しかし、疑問を呈する見解もある。すなわち弁護士は何ら強制捜査権を有さないのに「捜査機関等」に含まれるというのは違和感があるが、情報提供は警察以外にも公的あるいは民間の団体や個人からもなされることが多いであろうから、情報提供者を狭く限定して被害者保護を狭めるのは妥当でないとの政策判断によるものとして、ある程度弾力的に解釈することは必ずしも不当とはいえない⁽¹⁶⁾。しかし、弁護士は何ら強制捜査権を有しない一方当事者の代理人にすぎず、その情報提供は依頼人の主張のみを前提にしたもので間違いや思いこみがないとはいき切れないし、提供した情報の確認が不十分であると後日それを撤回したりその後の対応を放置したりすることもないとも言い切れない。したがって金融機関が弁護士からの情報提供のみに依拠して自ら情報の内容等について確認することなく預金口座取引停止措置をとることには問題があるとされている⁽¹⁷⁾。

以上のように「捜査機関等」該当性に関して全銀協ガイドラインが規定するもののうち、強制捜査権を有しない団体、個人では弁護士についてのみ裁判例、学説の見解があり、概ね「捜査機関等」該当性を認めている。しかし、弁護士が金融機関に対して預金口座取引停止措置を要請する際の犯罪利用預金口座性に関する調査の具体的内容や範囲等については振り込め詐欺救済法、全銀協ガイドライン等にも明文規定はない。事例によって調査すべき内容、範囲が異なり事前に明文化することが困難であろうし、弁護士に高度の信頼性が認められていることから、調査の内容、範囲等については弁護士に任せることで問題ないということであろう。

しかし、上述のように弁護士に強制捜査権はなく依頼人からの情報に依拠すること多いであろうから、その情報に誤りや不足、虚偽のものがあつたり、被害者救済を急ぐあまりとりあえず預金口座取引停止を優先してしまうこともあるかもしれない。そのような場合、訴訟において裁判所が弁護士は十分な調査をしていない、あるいは資料の収集、分析がなされていないなどの特段の事情があるとして損害賠償責任を認める可能性も否定できない。

振り込め詐欺救済法施行前の事例であるが、東京地方裁判所平成20年11月12日判決判例時報2040号51頁、判例タイムズ1305号117頁⁽¹⁸⁾では警察を管轄する自治体の損害賠償責任を認めている。事実関係は次のようなものである。旅行業を営むX株式会社が運営する会員制クラブの会員Y1に対して未納分の会費を請求するために、Y1の父親であるY2に請求書を送った。請求書には振込先としてY3銀行のX名義普通預金口座が指定されていた。しかし、Y2はY1が身に覚えがないと返答したため、振り込め詐欺と考えてY4県警A警察署に相談した。A警察署長は振り込め詐欺として、Y3銀行に対してX名義の当該預金口座の取引停止措置を要請し、Y3銀行は即日取引を停止した。XがY1～Y4を相手取って損害賠償請求訴訟を提起した。判旨は「Xから、Y1については、会費の納入があり、脱会の手続がされた旨の説明があつたのであるから、

A警察署においては、Y3銀行に本件口座の凍結依頼を行う前に、Y1本人から事情を聴取する必要があったというべきであり、その結果により、Xからも再度事情を聴取し、更には本件請求書が正当なものであることを裏付ける資料を確認するなどして、双方の説明の真偽を検討する必要があったというべきである。

しかるに、A警察署においては、これらをしないまま、A警察署長において、Y3銀行に本件依頼文書を送付したものであり、このような行為は違法であったというべきである。

Y4県は、本件依頼文書は、本件口座の凍結を指示したものではなく、Y3銀行は、A警察署長から提供された情報を斟酌して、Y3銀行の定める預金規定に従って、主体的に本件口座の凍結をしたものであると主張するが、一で認定した事実によれば、Y3銀行においては、A警察署長から送付された本件依頼文書に従って本件口座の凍結をしたものと認められ、Y3銀行が主体的に本件口座の凍結をしたものとは認められない。

したがって、Y4県は、国家賠償法1条1項に基づき、上記違法行為によってXに生じた損害を賠償する責任がある。」とした。

このように強制捜査権がある警察においても、思いこみや不十分な情報に基づいて取引停止措置を要請した場合に損害賠償責任を負う場合もある。高度の信頼性が認められる弁護士であっても相談者や依頼人からの事情聴取や資料収集に問題があれば当然損害賠償責任を負うことも想定しておく必要がある。同様のことは認定司法書士にも該当するであろう。

V むすびにかえて

全国銀行協会の「口座不正利用」に関するアンケート結果によると、2013年6月末現在利用停止、または強制解約後に別段預金等に移して管理している口座数が172,412、その資金金額84億8100万円、そのうち振り込め詐欺救済法の対象と考えられる口座数が44,076、その資金総額29億9000万円となっている⁽¹⁹⁾。このような中で、2008年法施行から現在までに振り込め詐欺救済法に関する公刊された裁判例が6件ということは、預金口座取引が停止されたとしても預金口座名義人が支払い請求や損害賠償請求を行うことがなく、預金保険機構による被害回復分配金として被害回復がなされているということであろう。

このように振り込め詐欺救済法に関する裁判例も少なく、警察以外の「捜査機関等」該当性についての判断は弁護士についてのみなされているに過ぎない。しかし、振込利用犯罪被害者の救済のためには一刻も早く犯罪利用預金口座の取引を停止し、預金が引き出されることを防止する必要がある。そうであれば全銀協ガイドラインに規定する警察、弁護士以外の団体、個人の「捜査機関等」該当性に関しても今後訴訟で争われることがあっても、肯定され預金口座取引停止措置も有効と判断されることが多いものと思われる⁽²⁰⁾。

しかし実務の扱いと裁判例の流れで見ると金融機関は「捜査機関等」が犯罪利用預金口座であるとして預金口座取引停止措置を要請すれば、金融機関自ら問い合わせや調査等を行わないで迅速に取引を停止することになる⁽²¹⁾。「捜査機関等」が「犯罪利用預金口座等である疑い」に関して十分な調査と資料収集、分析を行わなければ自身と金融機関に責任が及ぶ可能性もある。

調査、資料収集、分析等についてどの範囲、程度まで行うことが必要かは振り込め詐欺救済法

自体にも全銀協ガイドライン等にも規定がなく、また列挙することは困難であろう。振込利用犯罪の予防、被害者の救済のためにも今後の裁判例の蓄積に期待したい。

(注)

(1) 田尾幸一朗「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」ジュリスト 1352 号 100 頁、2008 年、柴山昌彦「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（振り込め詐欺等被害金返還特別措置法案、いずれも仮称）の概要」金融法務事情 1801 号 9 頁、2007 年。

(2) 干場力「「振り込め詐欺救済法に係る全銀協のガイドライン（事務取扱手続）」の概要」金融法務事情 1840 号 12 頁、2008 年。

(3) 干場・前掲注 (2) 15 頁。

(4) 田尾・前掲注 (1) 93 頁。

(5) 田尾・前掲注 (1) 94 頁。

(6) 石井眞司「振込依頼人の受取人口座誤記による振込と右受取人の預金債権の成否—最二小判平 8・4・26 の影響」金融法務事情 1461 号 4 頁、1996 年。

(7) 織田恭一「誤振込預金の帰属に関する法理論の統一について—預金債権（契約）の成否と預金の帰属問題とを分断して構成することの必要性—」銀行法務 21・729 号 23 頁、2011 年、菅原胞治「振込理論はなぜ混迷に陥ったか②—決済システムの本質論からみた誤振込、振り込め詐欺等をめぐる議論の問題点—」銀行法務 21・671 号 28—31 頁、2007 年。

(8) 松宮孝明「判批」法学セミナー 583 号 117 頁、2003 年。

(9) 干場・前掲注 (2) 13 頁、廣渡鉄・福田隆行「振り込め詐欺救済法の実務上の問題点」金融法務事情 1921 号 92 頁、2011 年。

(10) 本件に関する評釈、解説等として、浅井弘章「預金払戻請求の拒絶」銀行法務 21・724 号 52 頁、2010 年、大野正文・濱田広道「2010 年立法・判例等の動き」金融法務事情 1912 号 35—36 頁、水口大弥「犯罪利用口座の取引停止措置と支払拒絶に関する裁判例」金融法務事情 1921 号 101 頁、2011 年、川地宏行「取引停止措置がとられた犯罪利用預金口座における払戻請求の可否（東京地判平 22・7・23）」現代消費者法 11 号 97 頁、2011 年、本村健・大櫛健一「不正利用発覚後の対応措置の留意点—東京地判平 22・7・23 をモデルとして—」金融法務事情 1937 号、56 頁、2012 年。

(11) 本件に関する評釈、解説等として、浅井弘章「犯罪利用預金口座と払戻請求」銀行法務 21・732 号 60 頁、2011 年、菅原胞治「犯罪利用預金口座の取引停止措置と預金払戻請求の可否—東京地裁平成 22 年 12 月 3 日判決（金融法務事情 1921 号 112 頁）」銀行法務 21・754 号 26 頁、2013 年。

(12) 本件に関する評釈、解説等として、浅井弘章「口座凍結依頼者の不法行為責任」銀行法務 21・760 号 53 頁、2013 年。

(13) 本件に関する評釈、解説等として、河津博史「金融機関が預金口座の取引停止の措置をとる場合の注意義務」銀行法務 21・753 号 67 頁、2013 年、新井剛「犯罪利用預金口座の取引停止と金融機関の注意義務」ジュリスト 1458 号 87 頁、2013 年。

- (14) 日本司法書士会連合会作成の統一書式の様式については、下記 URL 参照。
<http://homepage1.nifty.com/taima/PDF/> (2013 年 9 月 30 日検索)
- (15) 鈴木仁史「振り込め詐欺救済法にかかる裁判例と金融実務」季刊事業再生と債権管理 140 号 146 頁、2013 年、新井・前掲注 (13) 90 頁。
- (16) 菅原・前掲注 (11) 29 頁。
- (17) 菅原・前掲注 (11) 30 頁。
- (18) 本件に関する評釈、解説等として、河津博史「口座の凍結による損害賠償責任」銀行法務 21・714 号 28 頁、2010 年。
- (19) 「「口座不正利用」に関するアンケート結果 ○口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等の件数の推移について」全国銀行協会ニュース 2013 年 9 月 27 日版下記 URL 参照。
http://www.zenginkyo.or.jp/news/entryitems/news250927_5.pdf (2013 年 9 月 30 日検索)
- (20) 山田茂樹「振り込め詐欺救済法の活用」現代消費者法 9 号 62 頁 (注 4)、2010 年。
- (21) 鈴木・前掲 (注 15) 146-147 頁、菅原・前掲注 (11) 31 頁。

(2013 年 9 月 30 日稿)